

令和3年度第1回教科用図書選定審議会議事録

令和3年4月22日（木）

15:00～16:30

1 開会（事務局）

- ・ 開会

2 主催者挨拶（三浦隆義務教育課長）

- ・ 委員の皆様におかれましては、日頃より県教育委員会の取組について多大なるご協力をいただいておりますことに、心より御礼申し上げます。また、本日は、ご多用中のところ、本審議会にご出席いただき、本当にありがとうございます。
- ・ さて、東日本大震災津波から10年が過ぎました。本県の学校教育においては、復興教育を通じて、子供たちに「いきる」「かかわる」「そなえる」の三つの教育的価値を育てることと同時に、学校の危機管理体制の強化も推進してまいりました。現在直面している新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応においても、各校のリスク・マネジメントがしっかりと機能し、子どもの学びを止めないための創意工夫が教職員一丸となって行われているところです。
- ・ そのような中で、本審議会は、我が国において定められた「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、その使命を果たす役割があります。今年度の教科書の採択につきましては、義務教育学校及び特別支援学校の中等部を含む中学校用教科書の1種目、並びに学校教育法附則第9条の規定による、いわゆる特別支援教育で使用される一般図書が対象となります。本日の第1回審議会では、その「採択基準」等について、ご審議いただく予定であります。
- ・ 県教育委員会といたしましては、教科書採択において、公正性・透明性の確保を徹底し、各地域の採択協議会並びに市町村教育委員会等への指導・助言に当たるとともに、公正・公平な採択業務を進めてまいりたいと考えております。
- ・ 委員の皆様におかれましては、十分な御審議をいただきますようお願い申し上げます、挨拶いたします。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

3 委員紹介

（近藤健一特別支援教育課長）

- ・ 委員の皆様方を御紹介いたします。お手元の令和3年度教科用図書選定審議会資料の2ページに名簿が掲載されておりますが、ここでは座席順にご紹介いたします。
（略）
- ・ 引き続き、令和3年度の教科用図書採択に関する情報公開への対応についてご説明いたします。
（略）

4 会長・副会長選出

- ・ 会長：和田修委員、副会長：山崎伸一委員

5 会長挨拶

(略)

6 署名委員の委嘱

- ・ 千葉芳恵委員、菊地裕委員

7 諮問

- ・ 県教育委員会（三浦義務教育課長）から審議会会長（和田委員）へ

8 事務局説明＜進行：審議会会長＞

(事務局)

- ・ それでは、まず、お手元の資料につきまして、御確認いただきます。資料は、3種類でございます。一つめは、「令和3年度 第1回 教科用図書選定審議会」という資料、これを本資料と呼びます。二つめは、別冊の資料7「教科書制度の概要」について、三つ目は、これも別冊で、資料8「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」についてです。
- ・ この第1回審議会では、法的根拠、仕組み等について委員の皆様におわかりいただくため、事務局より説明をさせていただきます。分量が多く大変申し訳ございませんが、御了承ください。
- ・ それでは、はじめに、「令和3年度第1回教科用図書選定審議会」という資料、本資料をご準備下さい。1ページをお開き下さい。資料1は、この教科用図書選定審議会の規則です。この審議会は、「義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律」並びに「岩手県の条例」に定められており、それらの法律を受けて、本県がこの規則を定めたものです。
- ・ 次の2ページ、資料2は、本日御出席いただいております、選定審議会の20名の方々の委員名簿です。委員は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」の第10条により、御覧のように第1号委員、第2号委員、第3号委員と指定されております。
- ・ 3ページをお開き下さい。資料3-1は、教科用図書採択地区の一覧です。令和元年度に採択地区の改正が行われ、県内の採択地区は8つに分かれております。また、このほかに、県立一関第一高等学校附属中学校があり、県教育委員会が採択に直接関わることであります。
- ・ 4ページ、5ページの資料3-2は各地区の採択協議会の規約の例示です。
- ・ 6ページ、資料4は、教科書を常に展示してある場所、「教科書センター」の一覧です。県内に18箇所ございます。
- ・ 続いて、7ページ、資料5-1は、令和3年度使用小学校教科用図書を採択地区ごとに示した一覧です。平成30年度に検定に合格した教科書から、令和元年度に採択され、令和2年から令和5年度までの4年間使用いたします。なお、採択地区名の脇にある「比較」という欄は、令和元年度までの教科書と異なるかどうかを示しています。空欄の場合、前回と同じということ、会社名が書いてある場合は、異なるということを示しています。
- ・ 8ページ、資料5-2は、同じく中学校の教科書一覧です。令和元年度に検定に合格した教科書から、令和2年度に採択され、今年度から令和6年度まで4年間使用いたします。な

お、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」が令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により、採択替えを行うことも可能となります。採択替えを行うことができるのは新たに発行されることとなった中学校社会科の歴史の教科書のみであり、採択替えを行うか否かは採択権者である市町村教育委員会の判断によるものとなります。県教育委員会では、新たに発行される教科書について、調査研究を行います。

- ・ 9ページ、資料6-1は、法律の抜粋です。小中学校の教科書については、無償ということで、きめ細かく法律が定められております。12ページまで関係する法律を載せております。
- ・ 13ページ、資料6-2は、文部科学省からの通知です。先ほどの様々な法律と、この文部科学省からの通知を根拠にして、教科書採択が行われております。
- ・ 25ページ、資料6-3も、文部科学省からの通知です。採択の事務処理の際に留意する事項が示されております。
- ・ 次に、別冊の資料7「教科書制度の概要」(抜粋)をご準備ください。教科書の「採択」ということにつきまして御説明申し上げます。資料7の10ページをお開きください。「6 教科書採択の方法」とございます。その「1 採択の権限」の部分を御覧ください。始めの部分を読ませていただきます。「教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することです。その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。また、国・私立学校で使用される教科書の採択の権限は校長にあります。」とあります。
- ・ 次に、教科書の採択の仕組みについて説明いたします。11ページの「図3 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み」を御覧ください。本日行っている「教科用図書選定審議会」は、この図の「中程左側」にあります。では、図に示されている①～⑦について、順に説明いたします。
- ・ ①は、教科書会社が、教科書検定を合格した教科書で、次年度に発行しようとするものについての届け出を行うということです。
- ・ ②は、それを受けて、文部科学大臣がその教科書の目録を、教育委員会を通じて送付するということです。目録の送付をもって、新たに検定を経た教科書が発行されたかどうかを示すこととなります。
- ・ ③は、教科書の見本を各教育委員会等に送付するということです。
- ・ ④は、この審議会と都道府県教育委員会との関わりです。先ほど、「教科用図書の採択の基準」等について皆様に諮問いたしましたが、これから御審議いただくこととなります。また、その「教科用図書選定審議会」の記述のすぐ下に「上向きの矢印と(調査員)」という記述があります。今年度は、中学校社会科の歴史で新たに発行される教科書と、特別支援教育で使用する一般図書の調査を行うこととなり、調査結果については、審議委員の方々から御意見をいただきまして、本審議会として答申をまとめることとなります。
- ・ なお、審議委員の皆様の中から、中学校社会科と、一般図書の担当審議委員をそれぞれ選出し、担当審議委員の方には、第2回審議会において全体会とは別に開催される部会に参加していただきます。各部会では、調査員の主任が調査結果について説明いたしますので、全

体会の際にはそれを基に、調査結果についてご報告いただいた上で、協議でご意見をいただくこととなります。担当審議委員の選出につきましては、後日和田会長と協議し、直接ご本人様にご依頼をさせていただくという形をとらせていただきますので、ご了承ください。

- ・ ⑤は、この県教育委員会が各採択地区内の市町村教育委員会に対し、指導・助言・援助をすることを表しています。「指導・助言・援助」の例としては、これからご審議いただく「採択基準」や「資料作成基準」を、市町村教育委員会に通知等で示すこととさせていただきます。
- ・ ⑥は、どのような教科書が発行されているのかを広く多くの方々に示す意味で、各採択地区に教科書センターを設置し、発行されている教科書全てを展示しているということです。教科書センターについては、先ほど「教科用図書選定審議会」本資料の6ページの資料4でご覧いただいたところです。
- ・ ⑦は、各採択地区内市町村教育委員会が、独自に調査・研究した上で、県から示された資料を参考にしながら、1種目につき1種類の教科書を採択するということです。
- ・ 次に、採択地区にかかわることを、説明いたします。次のページ(12ページ)をご覧ください。「3 共同採択」の部分です。1行目から6行目まで読みます。「市町村立の小・中学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にあります。採択に当たっては、都道府県教育委員会が『市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域』を採択地区として設定します。採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域(共同採択地区)であるときは、地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに1種の教科書を採択することとされています。」とあります。ここで言う「採択地区」が、岩手県の場合、先ほどの「教科用図書選定審議会」本資料の3ページの資料3-1のとおり、『市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域』として、8つ設置されているということです。
- ・ 次に、別冊の資料8につきまして、特別支援教育担当が御説明申し上げます。

(事務局)

- ・ 別冊資料8のご準備をお願いいたします。「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について」の資料になります。
- ・ なお、昨年度までは、文部科学省において、全国の特別支援学校で採択された教科書のうち採択数が多く、引き続き発行・供給を予定している図書を一覧としてまとめ、各都道府県に送付しておりましたが、一般図書の採択は児童生徒の実情に合わせて採択されるべき等の観点から、令和4年度使用教科書から、一覧の作成及び送付は行わないことという事務連絡がございました。したがって、令和2年度の教科用図書選定審議会資料としてお示ししました「一般図書一覧」は、今年度の資料にはございません。
- ・ それでは、資料の1ページ、資料8-1は、令和3年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、昨年度の教科用図書調査員による調査研究として見本を購入し、それについての理由書見本を作成し、教科用図書選定のための資料としたものです。2ページが一覧となっており、その後理由書が22ページまで続いております。
- ・ 次に23ページ、資料8-2は、令和3年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、昨年8月に県内各特別支援学校に採択許可したものの一覧になります。一覧は31ページまで続いております。
- ・ 以上、特別支援教育関係も含め資料の説明を終了します。

9 協議

(和田会長)

- ・ 事務局からの説明ありがとうございました。それでは、ここから協議に入ってまいります。まず、先ほど諮問されました内容について、協議をいたします。先ほどの諮問に関する書類等について、事務局から配付をお願いします。
- ・ それでは、皆様、諮問書をご覧ください。諮問された点は2点あります。それぞれについて、事務局から説明の後、協議して参ります。
- ・ 1点目、「令和4年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準について」です。事務局から提案の説明をお願いします。

(事務局)

- ・ 「令和4年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準」についてご説明申し上げます。私からは、特別支援教育関係の教科書以外の部分をご説明いたします。
- ・ お手元の「令和4年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準(案)」をご覧ください。では、まず、「採択基準」について申し上げます。
- ・ 採択基準とは、「採択に関する一般的な基準であり、地域の状況や児童生徒の学力等を考慮した一般的な指針、または、共同採択の際の協議の方法等、採択の手続きに関する基準」を指します。採択基準は、大きく3つから構成されています。太字により1、2、3で示しています。1は、内容や組織・配列・分量に係ることを示しております。2は、使用上の配慮や工夫に係ることを示しております。3は、手続きのこととなっております。
- ・ 次に、3番の「令和3年度における教科書採択に関する手続き等は次のとおりにすること」以降の部分について説明申し上げます。この部分は、大きく4つ、すなわち、(1)「市町村立学校の場合」、(2)「県立学校(特別支援学校の場合)」、(3)「県立学校(高等学校に併設する中学校の場合)」そして(4)「国立及び私立学校の場合」からなっております。
- ・ はじめに、市町村立学校の場合から説明させていただきます。アについて、採択は、県教育委員会の指導、助言、援助により行うこと。イ及びウについて、小学校用教科書、中学校用教科書ともに、「令和3年度は、令和2年度と同一の教科書を採択すること。」とあります。ただし、エのとおり、一般図書はその限りではないということです。また、ウについて、中学校社会科の歴史の種目のみ、採択替えを行うことも可能です。オは、採択地区の協議会に関することです。次のカです。これは、「公平・公正な採択と情報公開」を行うための部分です。
- ・ キ及びク、その次の(2)については、特別支援教育関係のことですので、この後、担当が説明いたします。
- ・ 次ページの(3)と(4)については、県立中学校、国立及び私立学校においても、今、説明した点において同様だということを示しています。
- ・ では、説明者を交替し、特別支援教育関係について、担当からご説明いたします。

(事務局)

- ・ 先ほど説明がありましたように、「市町村立学校の場合」のキとクにつきましては、特別支援学級において使用する教科書についての基準となります。
- ・ キの①、基本的には当該採択地区内の小学校、中学校において使用する教科書と同一のも

のを採択することになります。

- ・ キの②、特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でない場合には、原則として、下学年用の検定教科書又は特別支援学校用の文部科学省著作教科書を採択することになります。
- ・ キの③、下学年用の検定教科書又は文部科学省著作教科書の使用が適切でない場合には、一般図書として絵本等を採択することができます。
- ・ クの①、一般図書の選定に当たっては、学校の教育目標及び方針に照らして適切であり、②地域や学校の特性及び児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容で、指導を効果的に展開できるようなものでなくてはなりません。
- ・ 続きまして（２）県立学校の場合について説明いたします。具体的には特別支援学校がこれにあたります。
- ・ アについては、令和４年度使用の特別支援学校の小学部及び中学部の使用教科書は、市町村立の小学校、中学校と同様、学校教育法附則第９条の規定による教科書を除き、先ほど、係が説明申し上げた、（１）市町村立学校の場合のイ、ウと同様になります。
- ・ イについては、先ほど特別支援学級でもご説明いたしましたとおり、特別支援学校においても学校教育法附則第９条の規定による教科書を採択することができます。これは、毎年度採択替えをすることができるということが次のウの規定でございます。
- ・ また、この絵本等と検定教科書、文部科学省著作教科書を併せて採択することはできません。これがエの規定でございます。
- ・ 次に、オでございますが、視覚障がいを対象とする特別支援学校の弱視者の「国語」については検定教科書の他に点字版の教科書も併せて採択できるということでございます。
- ・ カにつきましては、聴覚障がいを対象とする特別支援学校の「国語」については文部科学省著作の「言語指導」または「言語」の他に、国語の検定教科書を併せて採択できるということでございます。
- ・ キにつきましては、知的障がいを対象とする特別支援学校小学部の「生活」については、教科の内容によって教科の主たる教材として適切な教科書を採択できるということでございます。
- ・ 以上、特別支援学級と特別支援学校の教科書採択基準についてご説明いたしました。
- ・ それでは、令和４年度に使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準を定めて調査研究を進めてよろしいか御協議いただきたいと思います。

（和田会長）

- ・ 事務局ありがとうございました。それでは、事務局の説明について、委員の皆さんから御質問、御意見等ございますか。

審議委員了承

（和田会長）

- ・ よろしいですか。では、「令和４年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基

準について」は、このとおりとさせていただきます。

- ・ 続いて、2点目、「令和4年度において使用する教科用図書を選定するための資料作成基準について」です。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- ・ 「教科用図書を選定するための資料作成基準」についてご説明いたします。先ほど承認された採択基準にそって、今後、「教科用図書を選定するための資料」を作成することとなります。そこで、どのような観点で教科用図書の調査をするのかを定めたものが、この「資料作成基準」でございます。
- ・ 第1の「分析調査の観点及び具体的視点」は、「1 内容」、「2 組織、配列、分量」、「3 使用上の配慮や工夫」の3項目について、それぞれ3つから5つの具体的視点を示しております。
- ・ この資料作成基準につきましては、学校教育法と学習指導要領改訂の趣旨を踏まえて、平成29年度に項目数や文言を見直し、整理したものです。「特別の教科 道徳」を含むすべての種目に共通する基準となるようにしております。
- ・ 一般図書（特別支援学校・学級用）の選定の理由につきましても、個々に示した分析調査の観点を基に作成いたしたいと考えておりますので、この分析調査の観点でよろしいか御協議いただきたいと思います。
- ・ 以上で資料の作成基準についての提案を終わります。

(和田会長)

- ・ 事務局ありがとうございました。それでは、事務局の説明について、委員の皆さんから御質問、御意見等ございますか。

審議委員了承

(和田会長)

- ・ よろしいでしょうか。それでは、「令和4年度において使用する教科用図書を選定のための資料作成基準について」は、このとおりとさせていただきます。
- ・ それでは、「その他」について、事務局からお願いいたします。

(事務局)

- ・ 今後の進め方について、ご説明申し上げます。
- ・ ご協議いただきました採択基準及び資料作成基準につきましては、ご了解いただきましたので、各市町村教育委員会へ送付させていただきます。
- ・ 今後につきましては、県といたしましても、教科用図書選定審議会規則第5条により、教科用図書調査員を置き、令和4年度において使用する中学校社会科の歴史の教科書と、一般図書を対象にして、調査研究をいたします。
- ・ 教科用図書の調査員は、お手元にお配りした1枚ものの資料に示したとおりでございます。ご覧ください。
- ・ なお、この調査員の氏名につきましては、8月31日まで公開しないこととなっております。

すので、回収させていただきます。この会議終了後、ご自分の座席に置いたままでお願いいたします。

- ・ 次に、第2回審議会の概要につきまして、お諮りいたします。第2回審議会は、6月11日（金曜日）に開催予定でございます。部会協議が13時30分から、全体会が15時から、本日と同じ会場で開催予定でございます。
- ・ 第2回審議会では、調査員が行った中学校社会科の歴史の教科書と、一般図書の調査結果について審議していただきます。
- ・ なお、第3回の選定審議会につきましては、第2回の審議会の際に改めてお諮りいたします。
- ・ 第2回審議会及びその後の進め方について、今ご説明申し上げた通りに進めてよろしいか伺います。よろしいでしょうか。

審議委員了承

- ・ それでは、そのように進めて参ります。
- ・ 以上で、今後の進め方についての提案を終わります。ありがとうございました。

(和田会長)

- ・ では、以上で、協議の部分を終わります。皆様、慎重審議、御協力どうもありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

10 その他

(事務局)

- ・ 諸連絡

11 閉会

(事務局)

令和3年度第2回教科用図書選定審議会議事録

令和3年6月11日（金）

15:00～16:00

1 開会（事務局）

- ・ 開会

2 主催者挨拶（三浦隆義務教育課長）

- ・ 第2回教科用図書選定審議会に当たりまして、県教育委員会を代表し、一言御挨拶を申し上げます。
- ・ まずもって、委員の皆様におかれましては、御多用中のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。
- ・ 第1回審議会におきましては、県内の義務教育諸学校において、児童生徒が使用する教科書の選定に関する「採択基準」及び「教科用図書選定のための資料の作成基準」等について、御審議いただき、ありがとうございました。
- ・ 本日は、令和4年度から使用される中学校用教科用図書の1種目並びに特別支援教育で使用するいわゆる一般図書について、種目毎に調査員が調査した結果につきまして、その記述内容を、御審議いただくことになっております。
- ・ 県教育委員会といたしましては、本審議会の答申に基づき、各市町村教育委員会に対して、指導、助言、援助を進めていくこととなりますので、十分な御審議をいただきますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

3 会長挨拶（和田会長）

- ・ 委員の皆様、会長の 和田 でございます。
- ・ 本日の第2回審議会では、県が実施した教科用図書の調査研究の結果について、審議をいたします。
- ・ この全体会に先立ち、社会科と一般図書の担当審議委員の方々に、部会協議に出席していただき、それぞれの調査内容について、県の調査員と協議をしていただきました。この後、担当審議委員の方から、その内容について報告をいただきます。
- ・ その後、その報告内容について、全体で審議をいたします。
- ・ 限られた時間ではありますが、子供たちの学びに関わる重要な内容ですので、慎重な審議をしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

4 報告と協議

（和田会長）

- ・ それでは、進行させていただきます。
- ・ 各担当委員から、調査内容の報告をお願いします。初めに、社会科をお願いします。

(A委員)

- ・ 中学校社会科の歴史的分野では、昨年度7社の教科書について調査が行われておりますが、今年度、新たに1社から教科書が発行されたことをうけて、その1社の教科書について調査が行われております。
- ・ 新たに発行された教科書の発行者は「自由社」です。お手元の調査票には、昨年度調査を行った「東京書籍」「教育出版」「帝国書院」「山川出版」「日本文教出版」「育鵬社」「学び舎」の7社の欄に続けて、「自由社」の欄が新たに設けられています。
- ・ それでは、歴史的分野の調査員による調査資料について報告いたします。
- ・ 自由社の教科書は、時代を象徴する事象や人物にスポットを当てたり、時代の特徴を考えさせたりすることで、歴史に対する興味・関心を高められるよう工夫されています。また、章末において歴史的な見方・考え方を働かせながら調べ学習をし、時代を大観しながら主体的に特徴をまとめられるよう工夫されています。
- ・ 昨年度審議された7社同様、教科目標に示されている「歴史的な見方・考え方」を働かせた深い学びの実現を目指しているという点において、新学習指導要領に沿って作成されていることが分かる調査内容でした。
- ・ 以上、岩手の生徒の実態を踏まえ、かつ資料作成基準に則り、適切に調査されていることを報告いたします。

(和田会長)

- ・ 続いて、一般図書お願いします。

(B委員)

- ・ 皆様ご承知のとおり、特別支援教育の一般図書は、毎年、児童生徒個人に対して障がいの状況と発達の段階等に応じたものを採択します。採択にあたっては、一人一人、教科ごとに提出される「一般図書選定の理由書」により、その一般図書が該当児童生徒にとって適切であるか否かを判断いたします。
- ・ 従いまして、特別支援教育の一般図書の調査結果は、「一般図書選定の理由書」として報告されます。
- ・ 昨年度、本県の特別支援学校において採択した一般図書、過去9年間で調査した図書を除き、新たに、障がい種、学部、学年、学級、教科をいくつか想定し、調査員が適切と判断した一般図書20冊について、令和3年5月24日、25日の二日間にわたって、調査員4名により、調査が実施されました。
- ・ その調査結果について、調査員から説明を受けましたので、特別支援教育の一般図書の担当審議委員である私から、審議委員会の皆様にご報告いたします。
- ・ 資料をおめぐりいただき、「一般図書選定の理由書」番号8をご覧ください。これは、「どちらが おおい？ かぞえるえほん」について、視覚障がいと知的障がいを併せ有する小学部3年の児童で、算数の一般図書としての「一般図書選定の理由書」です。
- ・ 「図書の内容」については、絵本の内容や特徴について、具体的に示したものになっています。

- ・ 「選定の理由における児童生徒の実態」については、想定した生徒の発達の状況に加えて興味関心の様子、また、この図書がこの児童にとって適切であるということを説明しています。
- ・ 「指導の概略」では、(1) 教師と一緒に点字の文章を読む。(2) 対象の属性を確かめる。(3) 対象の大きさについて考える。など指導のステップを示しています。
- ・ その他、19冊の一般図書につきましても、「一般図書選定の理由書」から、想定した障がい、学部の児童生徒にとって、内容等が適切であり、各教科の指導を効果的に進めることができるものと判断いたします。
- ・ 以上で報告を終わります。

(和田会長)

- ・ 担当委員の方、報告ありがとうございました。
- ・ それでは、ただいまの報告を受けて協議に入ります。
- ・ 委員の皆さまから御質問・御意見はございますでしょうか。

(和田会長)

- ・ 質問がないようですので、それでは、種目ごとの調査内容を、ただいまの報告のとおり了承することとしてよろしいか、確認いたします。

審議委員了承

(和田会長)

- ・ 委員の皆様の了承が得られました。調査資料についての慎重審議ありがとうございました。
- ・ また、調査に当たられた調査員の方々、本日ここにいる代表者の方を始め、調査員全員の方々本当に御苦労さまでした。
- ・ 報告に当たった審議委員の方々、大変ありがとうございました。
- ・ それでは、その他について、事務局からお願いします。

5 その他

(事務局)

- ・ 今後の審議会の進め方につきまして、事務局からご説明申し上げます。
- ・ 本来であれば、この後第3回教科用図書選定審議会を開催し、第1回、第2回の審議内容について改めて御確認いただき、本審議会としての答申をまとめていただくこととなるのですが、和田会長に一任としていただくことを了承いただければ、今回で、実質審議を終了という形を取らせていただきたいと思いますと考えますが、そのように進めてよろしいか、伺います。

(和田会長)

- ・ 今、事務局から提案のあったように、今後は会長に一任ということでよろしいでしょうか。

審議委員了承

(和田会長)

- ・ では、会長の責任で進めさせていただきます。

(事務局)

- ・ ありがとうございます。
- ・ それでは、本日の審議結果並びに今後の答申を受けまして、今後、県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会、岩手大学教育学部附属中学校並びに特別支援学校、私立学校を所管する本庁のふるさと振興部に対し、調査資料を送付し、県教育委員会からの指導・援助といたします。
- ・ 事務局からは以上です。

(山形副会長)

- ・ 皆様、慎重審議ありがとうございました。皆様の御協力をもちまして、大役を無事に務めることができました。では、進行を事務局にお返しします。

6 閉会

令和3年度第3回教科用図書選定審議会議事録

令和3年6月17日（木）

13:00～14:00

1 開会（事務局）

2 主催者挨拶（三浦隆義務教育課長）

- ・ 第3回教科用図書選定審議会に当たりまして、県教育委員会を代表し、一言御挨拶を申し上げます。
- ・ まずもって、和田会長におかれましては、御多用中のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。
- ・ 第1回、第2回審議会におきましては、県内の義務教育諸学校において、児童生徒が使用する教科書の選定に関する「採択基準」及び「教科用図書選定のための資料作成基準」、「調査票」等につきまして、熱心に御審議いただき、ありがとうございました。
- ・ 本日は、審議結果の答申を頂戴することとなります。
- ・ 本審議会からのこの答申に基づき、各市町村教育委員会等に対して、指導、助言、援助を進めていくことといたします。
- ・ 長期間にわたる御審議、並びに会長としての会の円滑な運営につきまして、誠にありがとうございました。

3 答申

和田委員（審議会会長）→県教育委員会（三浦義務教育課長）

4 会長挨拶（和田委員）

- ・ 会長の和田でございます。
- ・ 改めまして、諮問いただきました事項につきまして、教科用図書の調査を含み、2回にわたる審議会で審議し、ここに答申としてまとめることができましたことを、報告いたします。
- ・ ご承知のとおり、昨年度、中学校の全ての教科等の教科書採択が行われましたが、今年度新たに1社より、中学校社会歴史的分野の教科書が発行されることとなりました。
- ・ そこで、今回、新規の教科書検定を経た中学校用教科書、及び特別支援教育の一般図書について、調査研究いたしましたので、採択基準、資料作成基準と併せて調査票等を答申いたします。
- ・ 今後、これらは、市町村教育委員会及び特別支援学校等に通知され、8月末までに、各地で教科書の採択を行っていただく運びとなっているところでございます。
- ・ 以上、簡単ではございますが、審議終了の挨拶といたします。

5 その他

6 閉会（事務局）

議事録署名委員

氏名： 千葉芳恵 

氏名： 薊地 裕 